

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

2019年5月31日

### 【発行者の名称】

株式会社マルク  
(Maruc Co., Ltd.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 北野 順哉

### 【本店の所在の場所】

愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号

### 【電話番号】

(089)989-1009 (代表)

### 【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 武智 弘泰

### 【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

### 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

### 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

### 【電話番号】

(03)3666-2101

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社マルク  
<http://maruc-group.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金

融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期中	第7期	第8期
会計期間		自2018年9月1日 至2019年2月28日	自2016年9月1日 至2017年8月31日	自2017年9月1日 至2018年8月31日
売上高	(千円)	141,613	226,131	255,071
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	10,081	△2,096	3,319
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	7,714	△7,731	8,639
中間包括利益又は包括利益	(千円)	7,714	5,343	2,820
純資産額	(千円)	23,546	10,012	15,832
総資産額	(千円)	104,761	87,045	101,503
1株当たり純資産額	(円)	39.25	33.37	26.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	12.86	△25.77	28.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.48	△2.46	15.60
自己資本利益率	(%)	39.18	△447.87	126.18
株価収益率	(倍)	108.86	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	9,726	△8,103	1,966
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,235	△2,301	△560
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,590	22,676	4,621
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	43,837	29,437	35,465
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	31 (108)	28 (119)	34 (114)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 8 期（2017 年 9 月 1 日から 2018 年 8 月 31 日まで）の連結財務諸表についてひかり監査法人の監査を受けておりますが、第 7 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第 9 期中の中間連結財務諸表の監査については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、ひかり監査法人の中間監査を受けております。
5. 2019 年 1 月 7 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間（当期）純利益又は 1 株当たり当期純損失（△）を算定しております。

## 2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 2 月 1 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 2 月 1 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2019 年 2 月 28 日現在

セグメント名称	従業員数（名）
障がい福祉サービス事業	31(108)
合計	31(108)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### （2）提出会社の状況

2019 年 2 月 28 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
31	34.7	3.7	2,722

（注）1. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### （3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1)業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益は改善傾向となり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、失業率の低下等により雇用環境は改善する一方、賃金の伸びが低水準な状況下で、社会保障制度などに対する将来不安も根強く、消費の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援A型事業を中心に、既存事業所での利用促進等の活動を進めるとともに、放課後等デイサービス事業の新規事業所として「マルクスコラはなみずき教室」を2018年5月に開設する等、将来に向けたサービス提供範囲の拡大を実施してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は141,613千円、営業利益は1,051千円、経常利益は10,081千円、親会社株主に帰属する中間純利益は7,714千円となりました。

なお、当社グループは、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

##### (2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べて8,371千円増加し、43,837千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益11,743千円、未払金の増加額3,793千円等を計上したものの、未払消費税等の減少額5,640千円等を計上したことにより、9,726千円のプラスとなりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、生命保険解約による収入1,661千円等により、1,235千円のプラスとなりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入5,000千円、長期借入金の返済による支出7,590千円により、2,590千円のマイナスとなりました。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

##### (1)生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

##### (2)受注実績

当社グループは受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	中間期末 拠点数	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
障がい福祉サービス事業	5	141,613	—
合計	5	141,613	—

(注) 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
愛媛県国民健康保険団体連合会	117,551	83.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 2 月 1 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 2 月 1 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2019 年 2 月 1 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### J-Adviser との契約について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、2018 年 6 月 29 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たら

ないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則

として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market

に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当中間連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、87,347千円（前連結会計年度末は、79,894千円）となり7,453千円増加しました。現金及び預金が8,371千円増加したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、17,413千円（前連結会計年度末は、21,609千円）となり4,196千円減少しました。繰延税金資産が3,232千円減少したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、51,964千円（前連結会計年度末は52,840千円）となり876千円減少しました。未払金が3,793千円増加したものの、未払消費税等が5,640千円減少したことが主な要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、29,250千円（前連結会計年度末は、32,830千円）となり3,580千円減少しました。長期借入金が3,580千円減少したことが要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、23,546千円（前連結会計年度末は、15,832千円）となり7,714千円増加しました。親会社株主に帰属する中間純利益7,714千円を計上したことによる利益剰余金の増加が要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	マルクスコ ラ3号店 (愛媛県 松山市)	教室関連設 備及び敷 金・保証金	3,000	-	借入金	2019年4 月	2019年5 月	(注)2

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

3. なお、当社グループは、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2019年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2019年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年1月7日 (注)	598,000	600,000	—	20,000	—	—

(注) 2019年1月4日開催の取締役会決議により、2019年1月7日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより株式数は598,000株増加し、600,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
ソーシャルリンク株式会社	愛媛県松山市ひばりヶ丘7番8号	270,000	45.00
北野 順哉	愛媛県松山市	239,900	39.98
北野 賢三	愛媛県松山市	30,000	5.00
谷口 学	愛媛県伊予郡松前町	30,000	5.00
武智 弘泰	愛媛県松山市	30,000	5.00
計	—	599,900	99.98

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 600,000	6,000	権利内容に何ら限定のない、当社における 標準となる株式であり、単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	600,000	—	—
総株主の議決権	—	6,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2018年9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2019年3月5日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

### 3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年2月1日以降、当発行者情報提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2017 年 9 月 1 日から 2018 年 2 月 28 日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2018 年 9 月 1 日から 2019 年 2 月 28 日まで)の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,465	43,837
売掛金	44,189	43,439
その他	239	71
流動資産合計	79,894	87,347
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,584	6,226
その他（純額）	778	401
有形固定資産合計	※ 7,363	※ 6,628
投資その他の資産		
長期前払費用	4,250	3,810
繰延税金資産	6,697	3,465
その他	3,297	3,510
投資その他の資産合計	14,245	10,785
固定資産合計	21,609	17,413
資産合計	101,503	104,761

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	14,358	15,348
未払金	18,390	22,183
未払費用	12,963	12,386
未払法人税等	374	797
未払消費税等	6,753	1,113
その他	-	135
流動負債合計	52,840	51,964
固定負債		
長期借入金	32,830	29,250
固定負債合計	32,830	29,250
負債合計	85,670	81,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	△4,167	3,546
株主資本合計	15,832	23,546
純資産合計	15,832	23,546
負債純資産合計	101,503	104,761

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間	
	(自 2018年9月1日	
	至 2019年2月28日)	
売上高		141,613
売上原価		91,128
売上総利益		50,484
販売費及び一般管理費	※	49,432
営業利益		1,051
営業外収益		
受取利息		0
助成金収入		20,462
その他		218
営業外収益合計		20,681
営業外費用		
支払利息		234
上場関連費用		11,000
雑損失		417
営業外費用合計		11,651
経常利益		10,081
特別利益		
保険解約益		1,661
特別利益合計		1,661
税金等調整前中間純利益		11,743
法人税、住民税及び事業税		797
法人税等調整額		3,231
法人税等合計		4,029
中間純利益		7,714
親会社株主に帰属する中間純利益		7,714

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
中間純利益	7,714	
中間包括利益	7,714	
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	7,714	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産 合計
	資本金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	20,000	△4,167	15,832	15,832
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中 間純利益		7,714	7,714	7,714
当中間期変動額合計	-	7,714	7,714	7,714
当中間期末残高	20,000	3,546	23,546	23,546

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	11,743
減価償却費	735
保険解約益	△1,661
受取利息	△0
支払利息	234
売上債権の増減額 (△は増加)	749
長期前払費用の増減額 (△は増加)	440
未払金の増減額 (△は減少)	3,793
未払費用の増減額 (△は減少)	△576
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,640
その他	517
小計	10,335
利息の受取額	0
利息の支払額	△234
法人税等の支払額	△374
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,726
投資活動によるキャッシュ・フロー	
生命保険解約による収入	1,661
その他	△426
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	5,000
長期借入金の返済による支出	△7,590
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,590
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	8,371
現金及び現金同等物の期首残高	35,465
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 43,837

## 【注記事項】

### (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

まるく株式会社

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

当中間連結会計期間より、トライ株式会社、株式会社アイリールは会社清算が終了したため、主要な非連結子会社から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

まるく株式会社は、2018年9月1日をもって事業活動を停止し2018年12月から清算手続に入っており、当中間連結会計年度の期中において決算日を迎えておりますが、清算手続未了のため、中間連結財務諸表の作成にあたっては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な減価償却資産の減価償却方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、当社は2007年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～18年

###### ② 長期前払費用

均等償却

##### (2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

##### (4) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2018年8月31日)	当中間連結会計期間 (2019年2月28日)
14,920千円	15,655千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2019年2月28日)	
給料手当	7,930千円
役員報酬	12,690千円
支払手数料	7,014千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000	598,000	—	600,000
合計	2,000	598,000	—	600,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加理由は下記のとおりです。  
株式分割による増加 598,000株 2019年1月7日付

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	
現金及び預金勘定	43,837千円
現金及び現金同等物	43,837千円

### (リース取引関係)

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

(借主側)

#### 1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

#### 2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	35,465	35,465	—
(2)売掛金	44,189	44,189	—
資産計	79,654	79,654	—
(1)未払金	18,390	18,390	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	47,188	46,764	△423
負債計	65,578	65,155	△423

当中間連結会計期間（2019年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	43,837	43,837	—
(2)売掛金	43,439	43,439	—
資産計	87,276	87,276	—
(1)未払金	22,183	22,183	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	44,598	44,189	△408
負債計	66,781	66,373	△408

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### (1)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

**(資産除去債務関係)**

当社グループは、本部及び各拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

**(セグメント情報等)**

**【セグメント情報】**

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

当社グループの事業セグメントは、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
愛媛県国民健康保険団体連合会	117,551	障がい福祉サービス事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 2 月28日)
1 株当たり純資産額 26円39銭	1 株当たり純資産額 39円25銭

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 2 月28日)
1 株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	12円86銭
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (千円)	7, 714
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	7, 714
普通株式の期中平均株式数(株)	600, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 り中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 2019 年 1 月 7 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月31日

株式会社マルク  
取締役会 御中

ひかり監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

岩永 憲 秀 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

野中 泰弘 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルクの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2018年9月1日から2019年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルク及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2018年9月1日から2019年2月28日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上